

議案第 8 号

市川市介護保険条例の一部改正について

市川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 1 4 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市介護保険条例の一部を改正する条例

市川市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附則第 2 条の見出し中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に、「2 6, 7 0 0 円」を「平成 3 0 年度にあっては 2 6, 7 0 0 円と、令和元年度及び令和 2 年度にあっては 2 1, 7 2 0 円」に改め、同条に次の 2 項を加える。

2 法第 1 2 4 条の 2 第 1 項の規定により減額賦課を行う第 3 条第 2 号に掲げる第 1 号被保険者に係る令和元年度及び令和 2 年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、3 1, 7 4 0 円とする。

3 法第 1 2 4 条の 2 第 1 項の規定により減額賦課を行う第 3 条第 3 号に掲げる第 1 号被保険者に係る令和元年度及び令和 2 年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、4 1, 7 6 0 円とする。

附則第 3 条の見出し及び同条第 1 項中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の附則第2条の規定は、令和元年度以後の年度分の保険料率について適用し、平成30年度分までの保険料率については、なお従前の例による。

理 由

介護保険法施行令の改正を踏まえ保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度の保険料率を定めるほか、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。